

社会福祉法人川崎市社会福祉協議会
理事長及び業務執行理事の報酬等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人川崎市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）定款第26条に定める理事の報酬等に関する規定により、理事長及び業務執行理事の報酬、手当及び旅費の支給の額に関して必要な事項を定めるものとする。

(理事長及び業務執行理事)

第2条 本規程における理事長及び業務執行理事とは、本会定款第18条第3項に定める、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会長
- (2) 常務理事
- (3) 川崎市あんしんセンター担当理事
- (4) 区社会福祉協議会担当理事

(報 酬)

第3条 報酬は、次の各号によるものとする。

- (1) 前条第1号及び第4号の報酬は、これを支弁しない。
- (2) 前条第2号の報酬は、月額40万5千円とする。
- (3) 前条第3号の報酬は、各年度の総額が300万円を超えない範囲における、日額6万円とする。

(通勤手当)

第4条 通勤手当の支給は、次の各号によるものとする。

- (1) 第2条第1号、第3号及び第4号は、これを支給しない。
- (2) 第2条第2号の通勤手当は、正規職員の例により支給するものとする。

(期末手当)

第5条 期末手当の支給は、次の各号によるものとする。

- (1) 第2条第1号、第3号及び第4号は、これを支給しない。
- (2) 第2条第2号の期末手当は、6月1日に在職する者に対しては報酬月額
の1.0ヶ月を、12月1日に在職する者に対しては報酬月額の1.4ヶ月分
を支給する。

(旅 費)

第6条 第2条各号に規定するものが業務のために旅行した時は、旅費を支給する。

2 旅費の種類及び額は、本会給与規程第4条に規定する給料表(1)の5級の職務にあたる職員に準じるものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成29年6月22日から施行する。

2 この規程の施行により、社会福祉法人川崎市社会福祉協議会役員等報酬及び費用弁償に関する規程(平成26年4月1日施行)は廃止する。

3 この規程の施行により、社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会常務理事の報酬等に関する規程(平成11年3月25日施行)は廃止する。

附 則(令和2年10月16日改正)

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年6月29日改正)

この改正規程は、令和3年7月1日から施行する。